報告第14号

専決処分事項報告について (和解及び損害賠償の額の決定)

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年12月22日議決)第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和6年11月28日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

6 専第 7 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年 12月22日議決)第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金93,500円を支払う。

氏 名 ■■ ■

- 3 示 談 日 令和6年11月14日
- 4 事案概要 令和6年9月11日(水)午後1時2分頃、交野市倉治7丁目 地区の粗大ごみ収集時、前方から対向車両がきたため、塵芥車が 左に寄り徐行した際、相手宅門柱に左側補助ミラーが接触し破損 させたもの。
- 5 その他 相手方修理費93,500円対物共済保険額93,500円市持出額0円

令和6年11月14日

交野市長 山 本 景